

シルバー人材センター賠償責任保険における免責の改定について

日頃より当センターの運営ならびに、就業をとoshした地域貢献にご協力いただき、誠にありがとうございます。

シルバー人材センター賠償責任保険につきまして、全国的に草刈り作業中における飛び石を原因とした損害賠償事故が多発し、想定を大きく上回る損害率となっていることから、令和7年度に引き続き令和8年度も10～12%の保険料の引き上げが行われます。

当センターでも昨年7月～10月で草刈り中の損害賠償事故が4件発生し（飛び石3件、施設部材破損1件）賠償額は605,634円でした。

草刈作業に係わる会員の皆さんは、刈払い機のチップソーや飛び石による物損事故がなぜ起こるのか、他人事でなく今一度自分のこととして考え、実際の作業にそのことが活かされるようお願いします。

春になると本格的な草刈りシーズンが始まります。令和8年度こそ令和6年度同様に損害事故ゼロのセンターを目指しましょう。

作業中の損害事故の免責につきまして、令和8年4月1日より以下の改定が行われます。

草刈り作業の損害事故の免責は5万（会員負担）

経過措置として次のとおり運用します。

- ① 初回飛び石事故 免責1万（会員負担）/センター負担4万円
- ② 二回目飛び石事故 免責3万（会員負担）/センター負担2万円
- ③ 三回目飛び石事故 免責5万（会員負担）/センター負担なし

※事故の発生日から2年後の発生日まで2年間無事故の場合、免責額は初回にリセットする特例を設けます。

なお、草刈り作業中以外の損害賠償事故の免責は、これまでどおり1万円に変更はありません。

会員相互の対物事故は補償対象外（全会員が対象）